

6 職員のサービスの状況

(1) サービス規律の徹底

職員にサービス規律の徹底を図るため、必要に応じて通達を発したり、職員研修の一環として公務員倫理に関する講座を設けたりするなど、職員の倫理保持や職務の公正な執行を確保し、本組合行政に対する住民の信頼を失わないよう努めています。

ア サービス規律確保のための通達

職員のサービス規律の確保を図るため、次のとおり通達を発しました。

通達年月日	件名
令和4年7月5日	参議院議員総選挙における職員のサービス規律の確保について
令和4年12月23日	年末年始における職員の綱紀の保持について
令和5年1月25日	愛知県知事選挙における職員のサービス規律の確保について
令和5年3月27日	統一地方選挙における職員のサービス規律の確保について

イ 公務員倫理に関する研修

令和4年度に実施した公務員倫理に関する研修は、次のとおりです。

研修名	受講対象	受講者数
1・3・10年目合同研修	令和4年度・令和2年度・平成25年度採用職員	40人
公務員倫理研修	令和4年度係長級昇任職員	11人

(2) ハラスメント対策

本組合では、名古屋港管理組合セクシュアルハラスメント並びに妊娠、出産、育児及び介護に関するハラスメント等の防止等に関する規程及び名古屋港管理組合パワーハラスメントの防止等に関する規程を策定し、次のような取組により、良好な職場環境の維持に努めています。

- ① 研修の実施
- ② 苦情相談の窓口として、職場内に職員から選任された相談員の設置
- ③ 苦情相談に対応するセクシュアルハラスメント等防止委員会の設置
- ④ 弁護士等の有識者による外部相談員の設置

(3) 営利企業等の従事制限

令和4年度の営利企業等への従事許可件数は8件です。